改正

昭和56年3月25日条例第10号 平成12年3月30日条例第3号 平成20年3月28日条例第3号 平成21年6月25日条例第30号 平成23年9月14日条例第29号

奈良市スポーツ推進審議会に関する条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

- **第2条** 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツ の推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。
 - (1) スポーツの施設及び設備に関すること。
 - (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
 - (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
 - (4) スポーツの団体の育成に関すること。
 - (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
 - (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任命)

- 第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員

(会長等)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時退任するものとする。

(議事)

- 第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を 開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民活動部において処理する。

(細則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月25日条例第10号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

7 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による改正前の奈良市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により奈良市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、同項の規定による改正後の奈良市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により任命された奈良市スポーツ振興審議会の委員とみなす。

附 則 (平成21年6月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月14日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市スポーツ振興審議会に関する条例第 4条の規定により奈良市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、この条例による改正 後の奈良市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定により任命された奈良市スポーツ推進 審議会の委員とみなす。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)